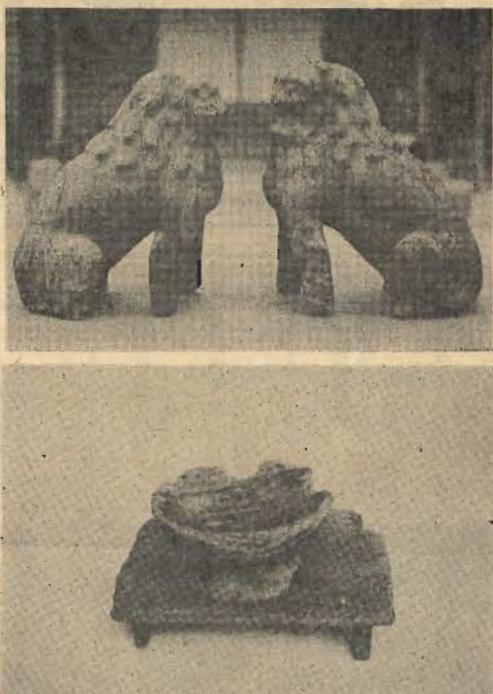


市文化財に指定の

安房社すいきょう・狛犬・木椀

市文化財審議委員会で審議された、安房神社所有の「すいきょう、狛犬(こま犬)木椀(木わん)」の3点が、このほど正式に市の重要文化財として指定されました。



写真=上、こま犬、下、木椀

構造及び形式II材質は檜

で、長方形、縦19センチ

横14センチ、高さ7セン

チの平安朝頃のもの。

一(すいきょう)

二(こま犬)

構造及び形式II木彫(檜

材)で身長(頭-胸端ま

で)42センチ、座高29セ

ンチ、座高29セ

ンチで、日蓮上人42才の

時の作と伝えられている

から鎌倉時代文永年間頃

と推定される。

この狛犬と共に保管さ

れてある「高麗犬之伝」

の古文書によると、日

蓮上人42才の時、厄災

祓除のため、当社安房

神社大神に参籠をな

す。しかして大願成就

のみぎり狛犬一对を刻

み神恩に謝すことを奏

う。

三木椀(木わん)

構造及び形式II材質(桐)

高さ15センチ、口縁直絆

22センチ

この木椀は安房神社創

立当初、祭典の際に神

饌を調進するに使用し

21才以上に制限

大型自動車の運転

年少者の大型自動車運転は、とかく事故が多かつたので、このたび運転制限が実施されました。

これは道路交通法の一部改正によるもので、7月1日からダンプカー、砂利トラック、火薬類を積みこんだ特定の大型自動

車や乗合自動車は、21才以上でないと運転ができ

ないことになりました。

この改正された点は、第

一に、大型免許をもつて

いる人でも21才に満たない、或いは大型免許・普

通免許・三輪免許によつて運転することができ

る人でも、自動車の運転させることができます。

使用者も、このようない

2年に達しない運転者

に、これらの大型車を運

転することができませ

ん。

使用者も、このよう